

議第214号

滋賀県工業用水道条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県工業用水道条例の一部を改正する条例

滋賀県工業用水道条例（昭和43年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項から第7項までの規定中「100分の105」を「100分の108」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水の使用で、同日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。